

民間検査機関たより

No.

6

昭和53年7月20日
発行
新潟県指定検査機関
協議会

環境問題と検査機関のあり方

理事（総務担当）山下修司

本県の民間検査機関は社会の需要と共に増加して、現在10有機関を数え「地域社会に対し分析測定をの技術を通じ貢献する」趣旨から当協議会に加入し活動をすすめている。

もっとも、検査機関といってもその業務は一律ではなく、その内容も多岐にわたっている。例えば、食品、飲料水、臨床、し尿浄化槽の放流水などの衛生面の検査業務と、環境関係としての工場、事業場のばい煙、排水などの分析測定を主体として、これらの汚染がどのように環境に影響を与えているかという広範な分析測定業務などに区分されるが、全般的にみると主力を注いでいる事業や業務量はともかくとして、いずれの機関も環境関係の分析測定業務を行っている。

現在、当協議会としては民間検査機関のあり方や検査機関としてどう進むべきかなどについて検討しているところであるが、検査機関の使命として、第1には極めて基礎的なことであるが日進月歩の科学の進歩に照らして、その分析測定技術の習得と正確な測定成績を出すこと、そして、各検査機関がその技術を同レベルに確保することによって、この点に関しては精力的に研さんを積んでいるところである。

ところで当協議会会員の中に潜在的に地域社会に貢献するのだという確信または自負をもつに至ったのは、昭和45年末に開催された第64回のいわゆる公害国会により、環境問題が大きく世論にとりあげられ、法律の整備がおこなわれて、大気汚染、水質汚濁防止法にそれぞれ操業施設からの排出濃度についての自主測定が義務づけられたことによってである。この種の測定は、都道府県や政令市などの自治体や大企業などでは測定し得ても、中小企業では測定技術をもち得ることが困難であって、この需要に応ずることが検査機関として地域の環境保全につながるという発想があったことにほかならない。

しかし、現実には検査機関が日常実施している業務の大半は自治体などの分析業務が多く、中小企業におけるこれら自主測定業務は極めて少ないのが実情である。これは今後の環境保全向上の諸施策の進展に伴って増加するものと思われる。中小企業の経営者も環境問題に対する認識は十分にもっておられるのであろうし、自主測定の義務のあることを知りながらも、反面、不安と測定結果に対しどうしたらよいかかわからないという戸惑いもあることも事実であろう。また、測定を依頼する側にとっては排出基準に違反しない測定をおこなって欲しいと願うし、排出基準違反とまでいかなくとも、検出濃度を低くして欲しいという気持ちが強く、さらに高濃度を検出する検査機関を避けるという風潮さえ見られるところである。これは何も中小企業に限ったことではなく社会一般の風潮ではあろうが、そこで検査機関としては、技術をもって地域社会に貢献しようとする以上、このような風潮に流されるようなことがあってはならないが、それでも経営第一とばかり商売根性を出して測定結果に手心を加えるに至っては、まさに検査機関として失格である。

検査機関には取締りなどの法律的な権限があるわけではなく、むしろ排出基準違反の測定結果が検出されたなら、相手側に立ってその対策、操業方法の改善など指導と協力をしてやるのが使命でなければならない。

次に、環境問題に対する世論であるが、経済の発展と公害の発生とは裏腹の関係にあって、これが宿命的なもののように考えられている。また、過日発表された環境白書は誇るように過去の公害のすべてではないが、公害対策の著しい改善の実績について評価しているところである。もっとも、これはわが国よりもむしろ外国により高く評価されるという皮肉な現象がおこっている。殊に中国にあってはわが国を公害対策先進国と評価して、わが国の専門家を指導のために招へいしたいというニュースは特筆されることも知れない。

環境アセスメント法案が、常に経済か環境かの二者択一的に論議されるのみで、国会の審議に上程されないのみならず、3回も流産の憂目に合っていることは、経済か環境かというような短絡的な議論がおかしいのであって、環境を無視した経済発展はないし、経済を度外視した環境保全もあり得ない。経済発展に大きなウェイトを占める要因が工業生産である以上、これに費やす努力と同等に環境対策を進めることが基本条件でなければならない。わが国の環境保全の向上は、米国のテネシー州におけるスネールダーター（矢魚の一種）の種族保存のために、裁判所がダム工事を中止する判決を下したというようなところまで早急に進まないまでも、今後は世論の進展につれて政治も行政も正しい意味における経済と環境の調和が図られるものと考えられる。それにつれて環境アセスメント法の成立も、近い将来に成立しなければならない情勢にあるものと思われる。さらに、昨年11月発足した第3次総合開発計画（3全総）は、国の開発事業として今後10カ年計画で実施されることとなった。この中にはじめて定住圏構想なるものが打ち出されたが、これはかつて経済の高度成長期に見られた都市に人口が集中し、地方が過疎となったというような現象をなくするため、工業生産活動を地方都市に分散させて次代を担う若者達の職場の確保を図る一方、この人達が望むレクリエーション、文化、教育、医療などの施設を設置して定住させる地域を建設するという構想である。その主な目的は経済の発展であるが、しかし、定住圏というものの基本は自然環境の保持であることはいまでもない。すでにある地方では水質保全を共通テーマとした幾つかの自治体が集って、流域定住圏を建設しようとする先き取り的な試みがなされていると聞いている。このような環境問題を背景として検査機関のあり方や将来進むべき方向としては、現状における反省をふくめて幾つかの問題が考えられる。技術をもって地域社会に貢献するための前提となるものは、その技術が正当に評価され、信頼され、かつ喜ばれるものでなければならない。次に、将来の課題としては前述したとおり、中小企業等における公害防止対策と操業条件の改善、すなわちコンサルタント的な業務であるが、これは検査機関のみならず当協議会として方向を打ち出す問題である。また、環境アセスメント法に必要な将来における汚染予測等の問題についても、検査機関としては従来の分析測定結果を出すに止まらず、この結果数値の解析技術の習得が必要である。さらに、当協議会として地域に貢献するような事業を積極的に推し進めることである。例えば、技術合同会議で提案された海水浴場の水質検査を検査機関が実施したらどうかということである。海水浴場開設の直接実施機関は年間5万人以上の海水浴者の利用できる海岸をもつ市町村である。確かに、水質検査も海水浴に対しては極めて重要な要因ではあるが、現実これら市町村が問題としていることは、海水浴場の利用水域と危険水域の設定、駐車場、脱衣場、水道施設、トイレの設置など極めて厄介な、それも年間を通したものではなく季節の事業にあることにある。検査機関がこのうちできる分野はどれかを検討してみる必要がある。水質検査もシーズン前とシーズン中各1回程度でよいのかどうか。危険水域設定などのために潮流の測定、水深、海岸線の地形、水温垂直分布など検査機関として実施可能な技術をもって積極的に市町村に働きかけていくということは、何も海水浴場に限らず環境問題についてそれらの中から選定して、協力していくことは極めて重要なことである。

技術部会活動

精度管理部会報告

52年度に実施したし尿処理場放流水のBOD、COD及び河川中のT-N、T-Pのクロスチェックについて次のとおり報告します。

し尿処理場放流水のBOD等のクロス分析

1. 検体の調整

検体No.1 し尿処理場の脱離液 650 mlを20ℓポリ缶に採り水で20ℓとしよく混合して1ℓポリびんに分取した。

No.2 上記脱離液 1,200 mlをNo.1と同じく採り、これにCaOCl₂(有効塩素75%)を水に溶かしろ過した液を加えたのち全量を20ℓとした。分取はNo.1と同様 (No.2-1、No.2-2に分類)

No.3 グルタミン酸 613.7 mg、グルコース 613.7 mgを水に溶かし10ℓとし、No.1と同様分取した (No.3-1、No.3-2に分類)

2. 検体の配布前テスト

(1) びん間のばらつき (配布直前実施)

表1

区分	n	TOC		pH	
		\bar{x}	s	\bar{x}	s
No.1	12	83.4	2.22	8.1	0
No.2	12	136.4	4.55	7.4	0
No.3	12	54.5	1.66	4.0	0

註 Noは検体を示す。
n:びんの数 (測定数)

4. pH結果

表4

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	\bar{x}	s	CV(%)	$\bar{x} \pm 1.96s$
		No.1	\bar{x}	8.1	8.0	8.0	7.7	8.1	8.0	7.9	7.8	7.9	8.5*	8.1	8.0	0.20
	R	0.1	0.0	0.02	0.04	0.00	0.00	0.01	0.02	0.1	0.0	0.01	(8.0)	(0.13)	(1.6)	(7.7~8.3)
No.2-1	\bar{x}	7.3	7.4	7.3	7.1	7.2	7.3	7.3	7.4	7.3	8.4*	7.4	7.4	0.33	4.5	6.8~8.0
	R	0.0	0.1	0.02	0.00	0.00	0.03	0.00	0.05	0.1	0.0	0.03	(7.3)	(0.09)	(1.2)	(7.1~7.5)
No.2-2	\bar{x}	7.4	7.4	7.3	7.2	7.2	—	7.5	7.6	7.8	8.5*	—	7.5	0.38	5.1	6.7~7.8
	R	0.0	0.1	0.02	0.03	0.00	—	0.00	0.05	0.1	0.0*	—	(7.4)	(0.19)	(2.6)	(7.0~7.8)
No.3-1	\bar{x}	3.8	3.7	3.9	3.8	3.9	3.9	3.6	3.9	3.9	4.0	3.9	3.8	0.11	2.9	3.6~4.0
	R	0.0	0.1	0.02	0.04	0.00	0.01	0.00	0.02	0.0	0.0	0.02	—	—	—	—
標準	\bar{x}	—	3.6	3.7	—	3.8	3.7	—	3.6	3.6	3.8	—	3.7	0.08	2.2	3.5~3.9
	R	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

集計欄の(—)内数字は $\bar{x} \pm 1.96s$ に外れた(*印付)測定値を除いた再集計値 (以下同じ。)

集約意見等

- (1) Lab. 10のpH値が解析結果から外れた該機関では社内の2検査室でチェックしたが原因は究明されなかったとの報告であった。
- (2) CV(%)の2~3は概ね可との評価であったが、(第1回の3~4%に比して) もっと向上しな

(2) 経時変化チェック

表2

区分	No.3		標準	
	当日	5日後	当日	5日後
T O C	53	56		
C O D	36	37		
B O D			228	222

標準: J I S指定の標準液

3. 測定時の規正

- (1) pH 3回くり返し \bar{x} 、Rを報告すること
- (2) COD 環境庁告示どおり
- (3) BOD

表3

区分	No.1	No.2-1	No.2-2	No.3-1	No.3-2	標準
仕 込	10/27	10/27	10/31	10/27	10/27	10/27
植 種	なし	あり	あり	なし	あり	あり
その他	希釈水、DO、DO ₅ 、酸素消費率、ばつ気、希釈率記入のこと					

- ればとのきびしい意見もあった。
- (3) くり返しの「ばらつき」については、比較的大きい機関もあったが良好と判断される。安定指示までの時間が機関によってまちまちのようで、pH計の電極特性なのか今後の課題になりそうである。

(4) No.1とNo.2のpH値の差は、塩素酸化による酸性物質（主としてSO₄²⁻、NO₃⁻）の生成が主因である。

5. CODの結果
表5

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	平均	s	CV(%)	平均±1.96s
No.1 代表値	47	53	31*	51	49	72*	52	62	54	52	49	52.0 (52.0)	9.5 (4.1)	18.3 (7.9)	33.4~70.6 (44.1~60.1)
No.2-1 代表値	81	88	57*	86	86	87	88	101	75	76	97	83.8 (86.5)	11.2 (7.7)	13.4 (8.9)	61.9~105.8 (71.5~101.5)
No.2-2 代表値	80	—	75	—	86	86	87	90	69	68	—	79.6	7.6	9.5	64.7~94.5
No.3-1 代表値	31	40	24	39	36	40	40	45	38	68*	41	40.2 (37.4)	10.3 (5.6)	25.6 (15.0)	20.0~60.4 (26.4~48.4)
標準 代表値	—	127*	85	—	94	106	99	100	92	108	—	101.3 (97.7)	11.9 (7.5)	11.7 (7.7)	78.0~124.6 (83.0~112.4)

集約意見等

- (1) 異常値と思われる測定値が散見されたが、Lob単位の偏りはなかった。CODに限って今回は最初のトライであったので条件については、特に定めなかった。
- (2) COD測定における最大のポイントは、KMnO₄による酸化反応条件である。
- (3) No.1~2の試料のCl⁻は確認しなかったが数百

程度と思われるのでAgSO₄により妨害は十分排除されていると考える。むしろ、還元物質が相当にある（特にNo.1に）ことが因子となっているかも知れない。

- (4) *印のデータを除いたCV(%)は、ぶつつけ本番としては満足すべき結果と考えたい。（手元に類似の文献がないので）

6. BODの結果
表6

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	平均	s	CV(%)	平均±1.96s	摘要		
No.1 希釈水	種類	蒸	イ	蒸-イ	イ	イ	イ-蒸	イ	イ	イ	蒸	イ-蒸	平均	s	CV(%)	平均±1.96s	イ:イオン交換水 蒸:蒸留水	
	BOD	42	39	39	17	36	43	36	21	18	29	23	31.2	9.4	30.1	49.6~12.8		
	DO ₅ 酸素消費率% 希釈倍数 ばつ気の有無	9.02 31 15 ×	9.12 41 ×	8.51 32 14 20°C 5min	6.76 25 10 ×	8.90 41 10 ×	8.96 19 25 ○	9.19 39 10 ×	7.78 45 6 ×	8.85 20 11 ×	8.46 31 8 20°C 30min	8.57 34 11 ×						
No.2-1 希釈水	BOD	61	29 (3)	56 (9)	54	44	52	30	57	65 (15)	39	56	49.4	11.6	23.5	72.1~26.7	例示 29:平均29mg/l 15:ばつ3mg/l	
	酸素消費率% 希釈倍数 植種量	38 45 50	49・43 8・10 20	47・56 68 17・12.5 9.5 10	43 20 20	50 10 15	25 5 5	66 5 15	57 10 10	40・63 20・10 20	27 17 2	29 25 20						
	BOD	63	52 (10)	68 (9)	54	53	—	66	56	51	42	53 (27)	55.8	7.4	13.3	70.3~41.3		
No.2-2 希釈水	酸素消費率% 希釈倍数 植種量	32 45 50	68・58 10・12.5 20	44・58 74 20・14 10 10	45 20 20	55 16 —	— 20 —	44 10 15	60 10 10	43 20 20	42 12.5 3	23・24 25・40 20						
	BOD	94	96	88 (5)	59	91	93	69 (5)	93	60	56	53	79.1	16.1	20.4	110.7~47.5		
	酸素消費率% 希釈倍数	68 15	52 20	41・52 67 25・20 15	43 20	52 20	40 25	72・38 10・20	50 20	33 20	33 20	60 10						
No.3-1 希釈水	BOD	92	63 (4)	87 (13)	92 (16)	98	90	72	77	91	64	67	81.2	12.3	15.1	105.3~57.1		
	酸素消費率% 希釈倍数 植種量	63 25 50	65・43 12.5・20 20	48・52 70 26・21.5 15 10	63・40 20・40 20	60 20 15	41 25 5	44 20 15	44 20 10	51 20 20	39 19 2	42 20 2						
	BOD	—	167 44	214 20	232 73	228	229	200	244	250 34	179	203	214.6	25.9	12.1	265.4~163.8		
標準 希釈水	酸素消費率% 希釈倍数 植種量	—	60・53 33・50 20	43・56 64 71・50 42 10	43・62 100・50 10	68 40 15	53 50 5	60 50 20	68 40 20	49・69 60・40 20	47 42 2	44 60						

集約意見等

- (1) 希釈水の調整はまちまちであるが、イオン交換水のみの希釈率は、希釈水の5日間のDOの差2ppmを超えやすい傾向を示した。この基準をオーバーしても結果には響かなかった。
- (2) No. 1～No. 2の試料について
し尿処理場の脱離液を検体としたために実績のない機関が約半数あった。No. 1の消費率が40%以下が多かったのは、事前の処理に不十分さがあったためと思われる。No. 2の植種量は10ml位が適量のようなのである。塩素処理についてNa₂SO₃の使用量が大体同じことが報告されている。DO₁値が9mg/l前後が普通であるが6～7mg/lがコンスタントな機関があった。そのために特に異常なBOD値を出してはいない。No. 2-1、No. 2-2の

平均値の差はこのばらつき方では有意性は得られなかった。

(3) No. 3 標準について

No. 3-1、No. 3-2の有意性はなかった。調整用の純水、希釈水の無菌化対策、試験室の環境等によりバクテリアが十分に存在している状態であったためかとも考えられる。標準においても4機関が無植種で232、215、236、149のBODを報告している。

(4) 全 誤 差

No. 3-1 48%、No. 3-2 37%、標準 26%となりこの数字からは少くともBODの測定技術について不的確の批判を受けなかったことになる。

7. TOC・TODの結果(参考)

区 分	T O C		T O D
	3	5	
No. 1	84	84	290
No. 2-1	137	134	360
No. 2-1	157	134	380
No. 3-1	43	53	130
標 準	112	131	280

注 TOC計：島津、東芝ベックマン

TOD計：湯浅

8. 参加機関名

- (財) 新潟県環境衛生研究所(本所、支所)
 (財) 新潟県公衆衛生検査センター
 (社) 新潟県薬剤師会試験検査センター
 (社) 新潟県環境衛生中央研究所
 (社) 新発田市、豊栄市、北蒲原郡医師会検査センター
 (株) サン化学新潟分析センター
 電気化学工業株青海工場デンカ分析センター
 協和ガス化学工業株中条工場分析センター
 旭カーボン株工事部分分析センター
 (財) 上越公害分析センター

(順不同)

9. まとめ

当初試行的にやってみようとして計画したpH、BODを中心とする一連のクロスチェックは昭和52年度では計3回実施したことになるが、これはメンバーの積極的な姿勢によるもので、「技術は一つ」の共同体的考え方から見ればまことに喜ばしいことである。(年度内にさらに窒素、りんのカロスチェックが2回行われた。)我々が行うこの種のクロスチェックにはいろいろな考え方、見方があり計画、実施、解析にしても他に誇るものは少いと思う。しかし、これらの欠点は、積極参加の姿勢、理解、累積により改善されると確信する。綿香花火的でなく、暗夜の灯明から始めて次第に光度と増すようにすることが我々地方の検査技術者の立場ではないかと考える。昭和53年度は実質的な2年目の年であるので、欲ばらなければ昨年よりは充実したクロスチェックをやりたいと念願している。

(理事 技術担当 宮崎 恭一)

河川水中のT-N、T-Pのクロス分析

1. はじめに

河川水中のN及びPは海水の富養化を増し、赤潮を引き起こす原因となっていることは周知の事実となっている。環境庁では水中Nの除去、低減は技術的にむずかしいので、当面はPに規制の対象をしぼるとしている。

Pについては環境庁では昨年春から「水中Pのクリテリア」づくりに入り、今後は、クリテリアをもとにガイドラインをつくり、さらにゴール(環境基

準)を設定して、規制の方向に進んでいくとのことである。

このような背景の中で協議会では、第1回のクロス分析を分析方法フリーで行い、技術的問題点を幅広く討議した。この結果河川水中のT-N、T-Pの各種分析方法の中で最も適応する方法を選び、これをさらに改良した方法を作成した。この方法に基づいてクロス分析を行った。

2. 参加機関名

- (財) 新潟県環境衛生研究所 (本所、支所)
 (財) 新潟県公衆衛生検査センター
 (株) サン化学新潟分析センター
 電気化学㈱青海工場デンカ分析センター
 協和ガス化学㈱中条工場分析センター
 (社) 新潟県環境衛生中央研究所
 (社) 新発田市、豊栄市、北蒲原郡医師会検査センター
 (財) 日本気象協会新潟公害試験所
 (財) 上越公害分析センター

(順不同)

3. 分析方法の概要

(1) T-N

試料 500 ml をケルダールフラスコに採り、これに還元鉄及び亜鉛末 0.5 g ずつ加える。以下上水試験方法に基いて分解する。ただし吸収液は N/2 硫酸 10 ml とする。蒸留液、吸収液及び洗液を水でうすめ正確に 250 ml とする。この液を JIS K 0102 17、1. 2. A 法 (ネスラー法) に従って分析した。

(2) T-P

試料 200 ml (P として 2~50 μ g) を 300 ml ビーカーにとり、硝酸を添加して弱酸とし、静かに加熱して 15~20 ml に濃縮する。次に硫酸 (1+1) 2 ml と硝酸 10 ml を加えて、再び加熱して濃縮し、硫酸白煙を発生させ分解する。放冷後、水約 20 ml を加えてかきまぜ、定量ろ紙 5 種 B を用いてメスフラスコ 50 ml へろ過し、ろ紙及び沈殿を水で 3~4 回洗い、水酸化ナトリウム溶液 (20W/V%) を添加し、PH を 6~7 に調節する。以下 JIS K 010 227、(3)、(a) (a) に従って分析した。

4. 分析結果

(1) T-N

単位: mg / ℓ

分析所	測定値		平均	範囲
1	0.64	0.62	0.63	0.02
2	0.83	0.89	0.86	0.06
3	0.65	0.67	0.66	0.02
4	0.81	0.80	0.805	0.01
5	0.95	0.99	0.97	0.04
6	0.74	0.71	0.725	0.03
7	0.84	0.78	0.81	0.06
8	0.66	0.71	0.685	0.05
9	0.56	0.74	0.65	0.18
10	0.80	0.77	0.785	0.03
			0.758	0.05

(註) 測定値はくり返し

(2) T-P

単位: mg / ℓ

分析所	測定値		平均	範囲
1	0.098	0.097	0.0975	0.001
2	0.14	0.13	0.135	0.01
3	0.073	0.062	0.0675	0.011
4	0.090	0.086	0.088	0.004
5	0.13	0.11	0.12	0.02
6	0.098	0.10	0.099	0.002
7	0.077	0.075	0.076	0.002
8	0.067	0.073	0.070	0.006
9	0.02	0.07	0.045	0.05
10	0.082	0.076	0.079	0.006
			0.0877	0.0112

(註) 測定値はくり返し

5. 解析結果に基く各種精度

単位: mg / ℓ

分析項目	分析所間 σw_2	分析所内 σb_2	変動係数(%)	
			分析所間	分析所内
T-N	0.102	0.051	13.6	6.7
T-P	0.0245	0.0127	27.9	14.5

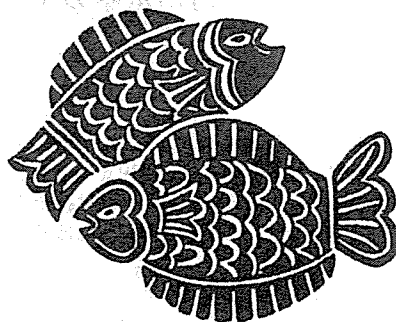
6. 考察

- (1) 標準偏差については T-N、T-P 共に問題がなかった。T-P については一部離れた値を出したところがあったが、異常値の検定を行ったところ有意差はなかった。
 (2) 変動係数は T-P の分析所間がやや高かったが、他は良かった。

7. 結論

分析方法を厳密に規定したことの効果が現われ、クロス分析としては一応満足な結果が得られた。

(理事 技術担当 八木 鉄 郎)



昭和53年度技術部会事業計画

部 会	開催時期	開催場所	項 目
精度管理部会	年 4 回	評価検討会 新潟・長岡 上越・吉田 持回り	・各部会において問題となった項目について精度管理を実施し、当部会で評価検討を加える。
生 物 部 会	7月～9月 11 月	新 発 田 市	・プール水の汚染調査（7月～9月にかけて使用前後の汚染状況を部会参加施設毎に調査する。） ・上記結果の検討会
水質(底質)部会	8 月	上 越 市	・底質試験方法の整理と統一化についての検討 ・試験方法の公知のもの（重金属など）の整理 ・試験方法が規定されていないもの（CNなど）の前処理法及び抽出液についての試験方法の統一の検討
	1 月	長 岡 市	・ J I S K 0102 改正の説明会
飲 料 水 部 会	7月3日	白 山 会 館	・水道法改正の説明 ・改正検査法の問題点についての討議
放 流 水 部 会	8 月 10 月	新 潟 市 長 岡 市	・し尿浄化槽放流水及び処理場機能検査の測定項目の検討 ・し尿浄化槽放流水のサンプリング及び試験方法（特に塩素イオン）の検討
	1 月	上 越 市	・浄化槽の原理構造及び維持管理について研修
大 気 部 会	6月22日	白 山 会 館	・ごみ焼却施設におけるごみ質試験方法の手引書の検討
	7月21日	新 潟 市	・上記について行政側との検討
	12 月	上 越 市	・大気汚染物（植物）の分析における前処理法の検討
食 品 部 会	6 月	環 研	・部会の活動方針及び成績の表示方法の検討
	8 月	新 潟 市	・栄養分析及び油変敗試験方法について研修 ・食品分析手法上の問題点の検討
	2 月	長 岡 市	・上記結果をまとめて検討

cr
汚染物質

技術部会所属一覧

部 会 名	精度管理部会	生物部会	水質(底質含む)部会	飲料水部会	放流水部会	大気部会	食品部会
担 当 機 関	財上越公害分析センター	財新潟県環境衛生研究所	財新潟県環境衛生研究所	財新潟県環境衛生研究所	財新潟県環境衛生研究所	財新潟県環境衛生研究所	財新潟県環境衛生研究所
機 関 名	財上越公害分析センター	財新潟県環境衛生研究所	財新潟県環境衛生研究所	財新潟県環境衛生研究所	財新潟県環境衛生研究所	財新潟県環境衛生研究所	財新潟県環境衛生研究所
財新潟県環境衛生研究所	○	○	○	○	○	○	●
財新潟県公衆衛生検査センター	○	○	○	●	○		○
財新潟県薬剤師会試験検査センター	○	○	○	○			
財上越公害分析センター	●	○	○	○	○	○	
財新潟県環境衛生中央研究所	○	○	○	○	●	○	○
財日本気象協会新潟公害試験所	○		○		○	○	
財新潟市北蒲原郡医師会検査センター	○	●	○	○	○		
財サン化学新潟分析センター	○		○			●	
電気化学工業(株)青海工業デンカ分析センター	○		○	○		○	
協和ガス化学工業(株)中条工場分析センター	○		●	○	○	○	
旭カーボン(株)工事部分分析センター	○		○			○	
環 境 技 術 研 究 所	○	○	○	○	○		

情 報

受水そう以下の給水施設維持管理要綱全面改正

— 水質検査は年1回 — 7月15日施行 —

県は受水槽以下装置の構造基準及び維持管理指導要綱を全面改正し、昭和53年7月15日より施行した。

これは、水道法の改正により受水そうの有効容量の合計が20立方メートルを超える飲料水給水施設については、簡易専用水道として管理の基準が定められたこと等に伴い、従来の要綱の維持管理基準等の見直しを行い、新たに「新潟県受水そう以下の給水施設の構造基準及び維持管理指導要綱」を制定し、受水そう以下の給水施設による衛生的な飲料水の供給を図ろうとするものである。以下、検査機関に関連する内容について紹介する。

1. 水質の管理

- (1) 水質検査は1年以内ごとに1回定期に行うこと。
- (2) 受水そう等の清掃完了後48時間以内に給水せんと

端から採水し、水道法第4条に基づく水質基準に開する省令に基準（以下「水質基準」という。）に基づく一般検査を行うこと。ただし、井水等水道水以外の水を使用している場合は、必要により精密検査を行うこと。なお、採水は原則として水質検査機関が行うこと。

2. 水質検査機関の任務

- (1) 水質検査の結果、水質基準に適合しない場合は検査依頼者等に対し速やかに連絡すること。
- (2) 水質検査成績書は、水質検査依頼日よりおおむね10日以内に検査依頼者等へ送付すること。

(県環境衛生課 水道係)

通常総会の経過報告

昭和53年度通常総会は、昭和53年5月15日（月）、新潟市の厚生年金会館において、関係者多数出席のもとに開かれた。

会則の定めにより、小林会長が議長席に着き、議案の審議にうつり下記の議案が質疑ののち議決された。

- 第1号議案 昭和52年度事業経過報告
- 第2号議案 昭和52年度収支決算報告
- 第3号議案 昭和53年度事業計画
- 第4号議案 昭和53年度収支予算
- 第5号議案 会則の一部改正
- 第6号議案 組織体制の強化について
- 第7号議案 社日本環境測定分析協会の地方組織結成について

第8号議案 役員を選任について

任期満了に伴い役員の変更が行われ、次のとおり承認された。

正会員紹介

環境技研株式会社

当社は、三井東圧系東洋瓦斯化学工業㈱の関連会社であります。同系列会社には、すでに、砂川（北海道）、大船（横浜）、泉北（大阪）、彦島（下関）、大牟田（九州）等の計量証明事業所があり、当社が新潟で開業することになりました。

当社の業務内容は、各種水処理施設の製作、保守点検、コンサルタントが主な内容であります。この度の開業は、これら関連業務から生ずる各種検査を自社内でを行い、より完全な処理施設の管理につとめるものであります。

ときにあたり、当社は快適な生活環境の確保と環境行政の一助を担う理念の下に、県民の福祉向上に寄与したいと念じています。

関係各位の格段のご指導とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(猪俣勝一)

役職名	氏名	現職
会長	小林 静夫	社新潟県環境衛生研究所会長
副会長	近 寅彦	社新潟県公衆衛生検査センター理事長
理事 (統轄)	古澤 也昭	県 業 事 衛 生 課 長
(総務部正)	山下 修司	社日本気象協会新潟公害試験所長
(" 副)	船尾 尚志	協和ガス化学工業㈱中条工場分析センター所長
(" 副)	田中 芳郎	社新潟県薬剤会副会長
(業務部正)	天尾 恒	社新潟県環境衛生研究所事務局長
(" 副)	鷲頭 好明	社新潟県環境衛生中央研究所専務理事
(" 副)	坂井 邦夫	旭カーボン㈱工事部長
(技術部正)	宮崎 恭一	社上越公害分析センター長
(" 副)	八木 鉄郎	電化㈱青海工場デッカ分析センター所長
(" 副)	遠藤 真	社サン化学新潟分析センター課長
監事	須藤 泰昌	社新潟県公衆衛生センター専務理事
"	片桐 惣次	社新潟市北蒲原郡医師会事務局長

編集ノート

- ・例年になく早い夏の到来で連日の猛暑にいささかうんざり気味ですが、暑さに負けずに頑張ってください。
- ・通常総会も終り事業計画に則って着々と事業活動が行われています。その活動状況は次回に報告する予定です。
- ・今回は、52年度中に実施したクロスチェックの結果を中心にまとめてみました。今後の参考にできれば幸いです。

(事務局業事衛生課 TEL 23-5511

内線 3224)